

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第46号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第47号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第4 議案第48号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第5 議案第49号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（各委員長報告）
- 第6 議案第50号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第7 議案第51号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第8 議案第52号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第53号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第10 議案第54号 字の区域及び名称の変更について（厚生都市常任委員長報告）
- 第11 発議第3号 選択的夫婦別姓制度に関する審議を求める意見書について（議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

（追加日程）

- 第1 議案第55号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第2 議案第56号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて（町長提出）
- 第3 議案第57号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて（町長提出）
- 第4 議案第58号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第5 議案第59号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）

出席議員 (9名)

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員 (なし)

欠員 (5番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
教育次長	山路康代	総務危機管理課長	山田潤
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村英俊
住民保険課長	郷展子	福祉子ども課長	衣斐武宜
健康推進課長	横田紀彦	都市環境課長	宮崎資啓
上下水道課長	木野村和明	教育総務課長	北中龍一
会計室長	高崎健一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱口晴美	議会書記	平工峻也
議会書記	石崎啓明		

○議長（杉本真由美君） それでは皆様、おはようございます。

ただいまから令和7年第5回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本真由美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 石井伸弘さん及び7番 安藤哲雄さんを指名いたします。

日程第2 議案第46号から日程第10 議案第54号まで

○議長（杉本真由美君） 日程第2、議案第46号から日程第10、議案第54号までを一括議題といたします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之さん。

○総務教育常任委員長（鈴木浩之君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

初めに、私ごとで大変恐縮でございますが、今定例会におきまして体の不調ということで2日間にわたり欠席をいたしましたこと、まずもって自分の体調管理の甘さに申し訳ないということで、まず一言おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

おとといの総務常任委員会から復帰をさせていただきましたので、命により、ただいまより総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第46号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

北方町において該当する事業所があるのか、また北方町の乳幼児健診の内容で必要な要件を満たすことができるのかという質疑があり、北方町ではちびっこ園が該当し、もしも町の健診内容に加えて必要となるような検査項目があれば、別途自身で受診する必要があるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回は、近隣市町の状況を鑑みて団長の報酬を増額するが、ほかの団員も含めた今後の報酬の見直し方針について質疑があり、団員不足を解消することを目的に報酬を増額しても効果は限定的であると考えられるため、町が率先して報酬を増額していく考えはなく、近隣市町と同等な金額としていくことを基本的な方針としたいという答弁がありました。

次に、実際の火災出動が2時間未満である事例はどれくらいあるのかという質疑があり、過去2年間においては大きな火災がなく、全ての事例が2時間未満であった旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。この議案に対する特段の質疑はありませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本真由美君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

石井伸弘さん。

○厚生都市常任委員長（石井伸弘君） おはようございます。

命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し審査と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第49号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

衛生費の保健センター費において、施設改修工事の当初予算及び2年前に実施した空調機器更新工事との関連並びに工期について質疑があり、当初予算は照明器具取替え工事のため、今回補正予算に計上した空調機器更新とは別の工事であること、今回の空調機器更新工事は第2期工事であり、保健センター空調機器の更新は今回で全て完了すること、及び2年前に実施した第1期工事では当初予算での執行であったため完成が10月末となったが、今回は年内契約により5月末までに完成する計画である旨の答弁がありました。

次に、衛生費の清掃総務費において、一般廃棄物集積場設置補助金の今年度申請件数、補助金上限額の見直し及び補助金交付先について質疑があり、申請件数は3件、補助金上限額の見直しに係る検討はしていないこと、補助金交付先は自治会のみである旨の答弁がありました。

次に、民生費の社会福祉費において、社会福祉協議会に関する費用について質疑があり、社会福祉協議会補助金、デイサービスセンター運営委託料及び介護保険事業運営委託料は、それぞれ人事院勧告並びに最低賃金の上昇による人件費の増加であり、それに加えて介護保険事業運営委託料については、5月に職員の入替えがあったため引継ぎ期間の費用を計上している旨の答弁がありました。

次に、民生費の児童福祉費において、地域子育て支援拠点事業委託料が増額した理由について質疑があり、国と県の補助額の変更によるものである旨の答弁がありました。

次に、議案第50号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。汚泥処分等委託料に関し、汚泥処分料に関すること及び債務負担行為の設定による関連機器の長期間にわたる修繕に伴う汚泥発生量について質疑があり、当初は981トンであったが、126トン分の汚泥処分を見込み増額するものであること、汚泥発生量は汚水流入量や天候により左右されること、債務負担行為の設定により修繕する機器は、今回増額補正の要因となった令和6年度、7年度に修繕を実施した機器とは違い、汚泥発生量の増加を多くないと見込んでいる旨の答弁がありました。

次に、汚泥処分量の減量によって発生する特別技術管理料の扱いについて質疑があり、特別技術管理料は、汚水の流入量から予測した標準の汚泥処分量よりどれだけ減量できたかで決定しており、汚泥の処分量が増えれば増えた分、減額になる旨の答弁がありました。

以上で質疑は終わり、討論はなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 字の区域及び名称の変更についてであります。

森町北土地区画整理事業の保留地の処分状況、事業完了のめど及び減歩率について質疑があり、保留地は全て売却済み、令和8年度の事業完了を予定していること、減歩率は約45%である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、今後の字の区域及び名称の変更について、歴史的背景も踏まえ、分かりやすい字区域とすることを願う旨の要望がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本真由美君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第46号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第47号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第49号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第50号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号 字の区域及び名称の変更についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 発議第3号

○議長（杉本真由美君） 日程第11、発議第3号 選択的夫婦別姓制度に関する審議を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

安藤浩孝さん。

○9番（安藤浩孝君） 発議第3号 選択的夫婦別姓制度に関する審議を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙意見書を提出する。

令和7年12月12日提出。提出者、北方町議会議員 安藤浩孝。

選択的夫婦別姓制度に関する審議を求める意見書（案）。

近年、夫婦が希望に応じて結婚前の姓を維持できる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声が高まっている。内閣府調査や各種世論調査において選択的夫婦別姓制度に賛成する割合は反対の割合を上回り、地方議会においては国に対して導入を求める意見書の採択が加速している。また、日本経済団体連合会は希望すれば、不自由なく自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、導入に関して政府に提言した。

この背景には、個人のアイデンティティーや多様な家族観を尊重する意識の広がりがある。

最高裁は2015年に続いて2021年にも夫婦同姓規定自体は合憲とする判断を示す一方で制度の在り方については「国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」と民法の見直しを国会に委ねている。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から世論の動向や司法の判断趣旨も踏まえた上で選択的夫婦別姓制度の議論を進めることは国の責務と考える。

よって、北方町議会は国会及び政府に対して選択的夫婦別姓に関する法制度について審議を推進するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日。岐阜県本巣郡北方町議会。提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿。法務大臣殿、女性活躍担当大臣殿、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）殿。

最後に一言だけ申し添えさせていただきたいと思います。

SDGs、性別に関わらず全ての人が平等に責任・権利・機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができるジェンダー平等、日本の将来のため、女性の働きやすい社会をつくることが必要と考えます。政府は、来年の通常国会で旧姓の通称使用の法制化を目指す方針を示しました。イデオロギーでもってこうあるべきだと縛るのではなく、自分とは違う立場の人もその人が幸せになることを法律は応援すべきであると考えています。

議員各位におかれましては、審議をいただき、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉本真由美君） 質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔「反対討論なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「賛成討論なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） これで討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

意見書案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉本真由美君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。町長から議案第55号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

続いて、町長から議案第56号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてを追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

続いて、町長から議案第57号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてを追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

続いて、町長から議案第58号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてを追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

続いて、町長から議案第59号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについてを追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第55号から追加日程第5 議案第59号まで

○議長（杉本真由美君） 追加日程第1、議案第55号から追加日程第5、議案第59号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本日、本会議に追加で提案し、御審議をお願いいたします議案第55号から59号でありますけれども、条例が1件、補正に関する案件が4件、計5件ということでございます。順次説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議案第55号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

令和7年人事院勧告に従いまして、宿日直手当を現行の4,400円から4,700円に引き上げ、期末勤勉手当支給額を議員、常勤の特別職職員は、令和7年12月期は現行より0.05か月引き上げ2.35か月に、令和8年6月期以降には2.325か月分に引き上げるなど、議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の支給割合並びに職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当及び期末勤勉手当支給額等の改定を行うため本条例を制定し、支給額等の改定を行うものであります。

続きまして、議案第56号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,144万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2,481万円とするものであります。

歳入につきましては、全額繰越金で、歳出は人事院勧告に基づく職員給料・手当等の増額分であります。

続きまして、議案第57号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,221万7,000円とするものであります。

歳入については、一般会計からの繰入金82万円、繰越金94万円であります。

歳出は、人事院勧告に基づく職員給料・手当等の増額分であります。

続きまして、議案第58号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

第3条に定めた収益的支出、水道事業費用の予定額に補正予定額100万円を追加して1億7,641万4,000円とし、第8条で定めた経費の金額、職員給与費3,847万3,000円に人事院勧告に基づく職員給料・手当等の増額分として85万円を追加し、3,932万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

第3条に定めた収益的支出、下水道事業費用の予定額に補正予定額40万円を追加して5億9,687万2,000円とし、第8条で定めた経費の金額、職員給与費であります。764万8,000円に人事院勧告に基づく職員給料・手当等の増額分として補正予定額30万円を追加し、794万8,000円とするものであります。

以上、提案させていただきました議案につきましては、十分に御審議をいただきまして、適切な御決定がいただけますようよろしくお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（杉本真由美君） ここで暫時休憩といたします。

これより全員協議会を委員会室において開きますので、御移動のほどよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時17分

○議長（杉本真由美君） 会議を再開いたします。

議案第55号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第56号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第57号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第58号 令和7年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第59号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについての質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 質疑、討論を省略いたします。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

12月2日に開会いたしました今議会も本日をもって閉会となりました。議員の皆さんには11日間にわたり熱心に御審議をいただきました。誠にありがとうございました。

また、御審議をお願いいたしました全議案につきまして、提案どおり御決定をいただくことができましたことに深く感謝を申し上げます。これらの執行に当たりましては、慎重に、そして着実に実施をまいりますので、今後とも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況に目を向けますと、秋頃から日経平均株価は幾度も高値を記録しております。また、景気においても緩やかな回復傾向という見方がなされております。

このような状況の中、政府は今後、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着などによる成長型経済を推進するとしています。その一方で、経済あつての財政という考え方を基本とするため、過大な財政負担は慎み、責任ある積極財政を旨とする戦略的な財政出動を行うこととしています。

海外情勢においても、いわゆるトランプ関税が国内企業へ及ぼす影響は、よくも悪くも今後顕在化していくものと思われます。また、長期化するロシアのウクライナ侵攻に関しては、いまだ先が見えませんが、中東情勢においても鎮静化の兆しはあるものの、依然として楽観できない状況にあります。このように不安定な海外情勢が今後の日本に及ぼす影響は計り知れず、急な変化にも十分に留意していく必要があります。

また、地方行政においては、引き続き社会保障関連経費や人件費等が増加傾向にあります。そのほかにも、長期化する物価高騰への対応、国が示すことも未来戦略方針を踏まえた少子化対策、老朽化が進む各施設や社会インフラの維持・管理など重要課題が山積をしております。これらの

諸施策を着実に実現するためには、安定的な財政基盤を確保し、健全で持続可能な財政運営を堅持していかなくてはなりません。

残念ながら、本町におきましても、今後の人口減少の影響は避けられないのが現実であります。人口減少は、地域経済の縮小や地域コミュニティの衰退につながることであります。しかし、大切なことは、そのような不都合な事実もしっかりと現実問題として受け止め、実現可能なまちづくりの施策として反映させていくことであります。まずはそのことを念頭に置きまして、今年度策定をいたしました第八次総合計画に基づいて、住民と行政、または住民同士の絆やつながりを深める施策を進めてまいりたいと思っております。

また、いよいよ来春には待ち焦がれておりましたイオンが全面オープンし、町民の利便性とまちの活力が一段と向上いたします。町におきましては、議会中にもお示しをいたしました各種の会合やサークル活動の拠点整備、高齢者の居場所づくり、保育施設の拡充など、今後も北方町がより暮らしやすい町となりますよう、あらゆる方面において不断の努力をしてまいりますので、議員皆さんには一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げたいと思います。

最後になりましたが、慌ただしい歳末に入ります。くれぐれも御自愛いただきまして、輝かしい新年をお迎えくださいますよう祈念し、閉会に当たっての御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（杉本真由美君） 本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

令和7年第5回北方町議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時25分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年12月12日

議 長 杉 本 真由美

署 名 議 員 石 井 伸 弘

署 名 議 員 安 藤 哲 雄